

/ / [ 2014 7 31 ]

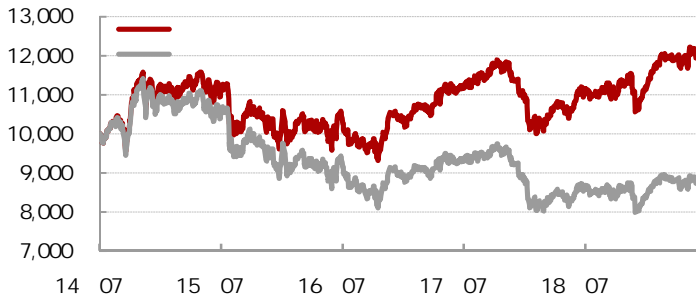
- 1
- 2
- 3

- JPY MMF JPY

## Info

| 19 05 |       | 19 06 |     |
|-------|-------|-------|-----|
|       | 8,687 | 8,723 | +36 |
|       | 57    | 80    | +23 |

| 1     | 3     | 6      | 1      | 3      |        |
|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 0.98% | 0.44% | 13.01% | 10.48% | 20.35% | 19.41% |

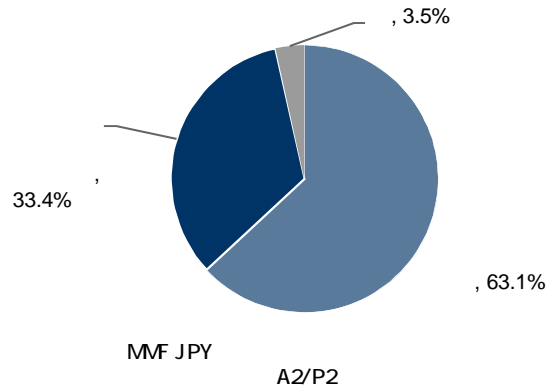


1

| 19 04 10 | 19 05 10 | 19 06 10 |       |
|----------|----------|----------|-------|
| 50       | 50       | 50       | 2,900 |
| 8,815    | 8,618    | 8,927    | --    |

[ ]

|  | 19 04 | 19 05 | 19 06 |        |
|--|-------|-------|-------|--------|
|  | 8,801 | 8,687 | 8,723 | 8,723  |
|  | -33   | -114  | +36   | -1,277 |
|  | -18   | +78   | +127  | +2,563 |
|  | +44   | -132  | -33   | -374   |
|  | -50   | -50   | -50   | -2,900 |
|  | -8    | -10   | -8    | -566   |



|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 39.6% | 32.3% | +7.3% |
|-------|-------|-------|

## Point

[ [ 1 ] ]

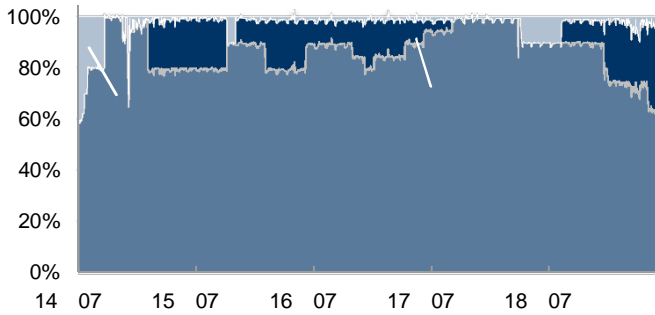
( )

MMF JPY

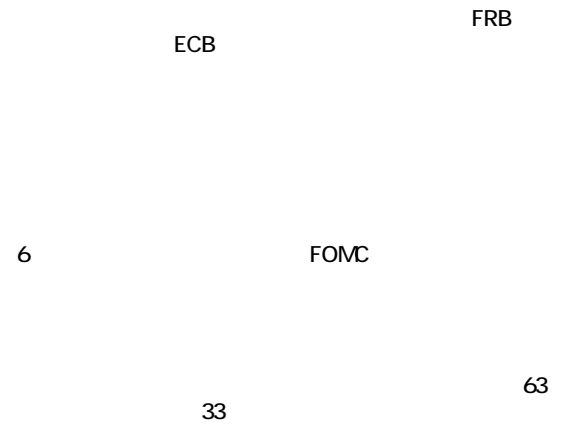
[

]

## Portfolio



MMF JPY



## Fund

| 1      |       | 5    |       |
|--------|-------|------|-------|
| 5      | 18    | 5    | 11    |
| 1      | 59.8% | 1    | 59.8% |
| 2      | 5.6%  | 2    | 19.0% |
| 3      | 5.5%  | 3    | 5.6%  |
| 4      | 5.3%  | 4    | 5.3%  |
| 5      | 3.8%  | 5    | 1.8%  |
|        |       | 5    |       |
| 1      | 65.3% | 1    | 45.3% |
| 2      | 23.7% | 2    | 31.8% |
| 3      | 6.4%  | 3    | 6.1%  |
| 4 ( )  | 0.4%  | 4    | 3.2%  |
| 5 --   | --    | 5    | 3.1%  |
|        |       | 4.0% |       |
| 10     |       | 60   |       |
| 1      |       |      | 4.5%  |
| 2      |       |      | 3.9%  |
| 3      |       |      | 3.9%  |
| 4      |       |      | 3.9%  |
| 5      |       |      | 3.8%  |
| 6      |       |      | 3.5%  |
| 7 PSEG |       |      | 3.3%  |
| 8      |       |      | 3.0%  |
| 9      |       |      | 3.0%  |
| 10     |       |      | 2.9%  |
| 1      |       |      |       |

[ ] 5

GICS

| MMF JPY |  |
|---------|--|
| MMF JPY |  |
| 10      |  |
| 0       |  |

## 投資リスク

### [基準価額の変動要因]

- ファンドは、実質的に株式等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。
- したがって、**投資者の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。**

|                            |   |
|----------------------------|---|
| 株式投資リスク<br>(価格変動リスク、信用リスク) | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。</li> <li>●株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。</li> </ul>   |
| 為替に関する<br>リスク・留意点          | <ul style="list-style-type: none"> <li>●実質組入外貨建資産について、為替ヘッジを行わない場合には、係る外貨建資産は為替変動の影響を受け、円高局面は基準価額の下落要因となります。</li> <li>●為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図る場合がありますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、当該通貨と円との金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。</li> </ul>  |
| フレックス戦略による<br>リスク          | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ファンドは株式の実質組入比率等を変更するフレックス戦略により、基準価額の下落リスクの低減を目指しますが、想定外の市場動向等により当該戦略が効果的に機能しない場合もあり、市場の下落リスクを低減できないことや市場の上昇に追従できないことがあります。また、ファンドの基準価額の下落リスクを完全に回避できるものではなく、また一定の基準価額水準を保証するものでもありません。ファンドは実質的にショート(売り)ポジションを保有することにより価格変動リスクの低減を図る戦略をとる場合がありますが、実質的に組入れている株式とショートしている株式が異なることにより価格変動リスクが低減されない場合があるほか、ショートしている株式の価格の騰落率が相対的に高い場合は基準価額が下落する要因となる場合があります。</li> </ul> |
| デリバティブ取引<br>に伴うリスク         | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ファンドは、実質的にデリバティブ取引を行うことがありますので、ファンドの基準価額は当該デリバティブ取引の価格変動の影響を受ける場合があります。また、デリバティブ取引にかかる取引コストが生じ原資産の価格動向を下回る評価価格となる場合があります。</li> <li>●実質的に店頭デリバティブ取引を行う場合には、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になるリスクがあります。</li> </ul>  |

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### [その他の留意点]

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

## ファンドの特色

[〈詳しくは投資信託説明書\(交付目論見書\)でご確認ください〉](#)

- 主に世界の高配当利回りの公益株に分散投資します
- フレックス戦略を駆使して、下落リスクの低減を目指します
- 毎月決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います

- 毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
  - －分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
  - －収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
  - －留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※ファンドでは、指定投資信託証券として以下の各投資信託を主要投資対象とします。なお、指定投資信託証券は委託会社により適宜見直しされ、選定条件に該当する範囲において変更されることがあります。

- ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド-グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド(当資料において「グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド」という場合があります)
- ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド-グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド(当資料において「グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド」という場合があります)
- ピクテ・ショートターム・マネー・マーケット JPY(当資料において「ショートターム MMF JPY」という場合があります)

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## [収益分配金に関する留意事項]

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

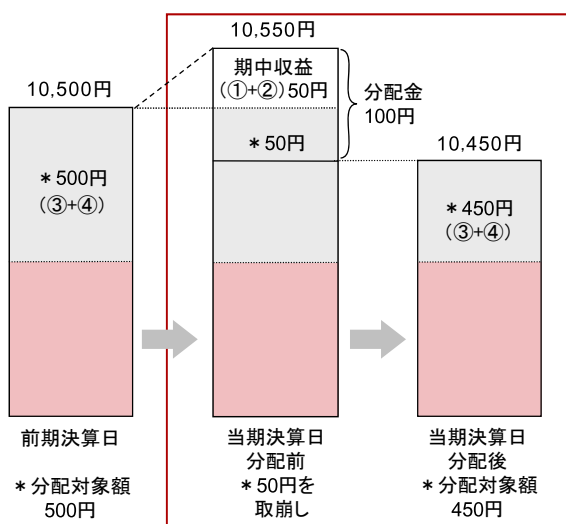
### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



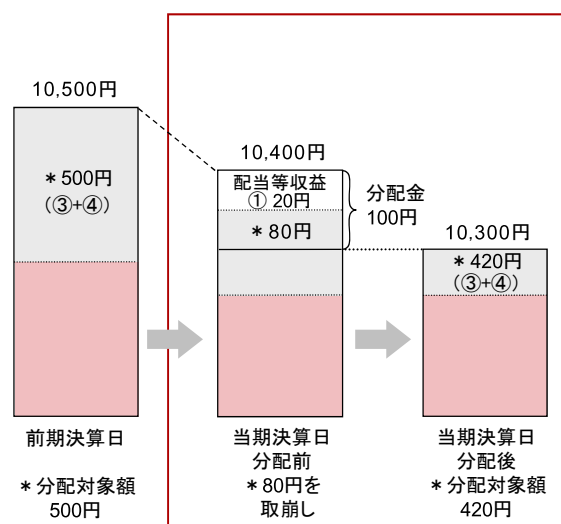
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算日から基準価額が下落した場合

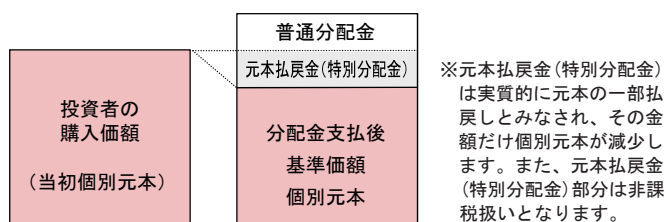


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

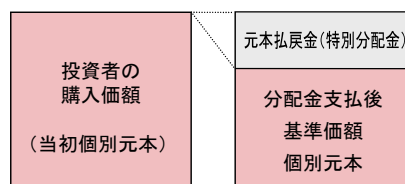
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金： 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金： 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金) 額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、「手続・手数料等」の「税金」をご参照ください。

## 手続・手数料等

### [お申込みメモ]

|             |   |
|-------------|---|
| 購入単位        | 販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。  |
| 購入価額        | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)   |
| 換金価額        | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。  |
| 換金代金        | 原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。   |
| 購入・換金の申込不可日 | ルクセンブルグの銀行、ロンドンの銀行またはニューヨーク証券取引所の休業日においては、購入・換金のお申込みはできません。   |
| 換金制限        | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。  |
| 信託期間        | 2014年7月31日(当初設定日)から2024年7月30日まで(10年間)とします。  |
| 繰上償還        | 受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には信託が終了(繰上償還)となる場合があります。  |
| 決算日         | 毎月10日(休業日の場合は翌営業日)とします。   |
| 収益分配        | 年12回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。<br>※ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。 |

### [ファンドの費用]

| 投資者が直接的に負担する費用                        |   |                            |              |                                       |                 |                  |         |
|---------------------------------------|---|----------------------------|--------------|---------------------------------------|-----------------|------------------|---------|
| 購入時手数料                                | 3.24%*(税抜3.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入価額に乗じて得た額とします。<br>※2019年10月1日以降、消費税等の税率が10%となった場合は、3.3%となります。<br>(詳しくは、販売会社にてご確認ください。)   |                            |              |                                       |                 |                  |         |
| 信託財産留保額                               | ありません。  |                            |              |                                       |                 |                  |         |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用                   |   |                            |              |                                       |                 |                  |         |
| 運用管理費用(信託報酬)                          | 毎日、信託財産の純資産総額に年1.188%*(税抜1.1%)の率を乗じて得た額とします。<br>※2019年10月1日以降、消費税等の税率が10%となった場合は、1.21%となります。<br>運用管理費用(信託報酬)は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。<br><b>[運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)]</b>   |                            |              |                                       |                 |                  |         |
|                                       | <table border="1"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率0.38%</td> <td>年率0.7%</td> <td>年率0.02%</td> </tr> </tbody> </table>   | 委託会社                       | 販売会社         | 受託会社                                  | 年率0.38%         | 年率0.7%           | 年率0.02% |
| 委託会社                                  | 販売会社  | 受託会社                       |              |                                       |                 |                  |         |
| 年率0.38%                               | 年率0.7%  | 年率0.02%                    |              |                                       |                 |                  |         |
| 投資対象とする投資信託証券                         | <table border="1"> <tbody> <tr> <td>グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド</td> <td rowspan="2">純資産総額の年率0.6%</td> </tr> <tr> <td>グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド</td> </tr> <tr> <td>ショートターム MMF JPY</td> <td>純資産総額の年率0.3%(上限)</td> </tr> </tbody> </table> (上記の報酬率等は、今後変更となる場合があります。)  | グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド | 純資産総額の年率0.6% | グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド | ショートターム MMF JPY | 純資産総額の年率0.3%(上限) |         |
| グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド            | 純資産総額の年率0.6%  |                            |              |                                       |                 |                  |         |
| グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド |   |                            |              |                                       |                 |                  |         |
| ショートターム MMF JPY                       | 純資産総額の年率0.3%(上限)  |                            |              |                                       |                 |                  |         |
| 実質的な負担                                | 最大年率1.788%*(税抜1.7%)程度<br>※2019年10月1日以降、消費税等の税率が10%となった場合は、1.81%となります。<br>(この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。)  |                            |              |                                       |                 |                  |         |
| その他の費用・手数料                            | 毎日計上される監査費用を含む信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率0.054%*(税抜0.05%)相当を上限とした額)ならびに組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)は、そのつど信託財産から支払われます。<br>※2019年10月1日以降、消費税等の税率が10%となった場合は、0.055%となります。<br>投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われます。 |                            |              |                                       |                 |                  |         |

※当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### [税金]

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期                | 項目            | 税金  |
|-------------------|---------------|---|
| 分配時               | 所得税<br>および地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                 |
| 換金(解約)時<br>および償還時 | 所得税<br>および地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」について


NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記は、当資料発行日現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 委託会社、その他の関係法人の概要

|      |  |   |   |
|------|--|---|---|
| 委託会社 | ピクテ投信投資顧問株式会社(ファンドの運用の指図を行う者)<br>金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第380号<br>加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 | 【ホームページ・携帯サイト(基準価額)】<br><a href="https://www.pictet.co.jp">https://www.pictet.co.jp</a> |  |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管および管理を行う者)<br>〈再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社〉                            |   |   |
| 販売会社 | 下記の販売会社一覧をご覧ください。(募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払いを行う者)                        |   |   |

## 販売会社一覧

### 投資信託説明書(交付目論見書)等のご請求・お申込先

| 商号等         |          |                 | 加入協会    |                 |                 |                    |
|-------------|----------|-----------------|---------|-----------------|-----------------|--------------------|
|             |          |                 | 日本証券業協会 | 一般社団法人日本投資顧問業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| 株式会社SBI証券   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号  | ○       |                 | ○               | ○                  |
| 野村證券株式会社    | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第142号 | ○       | ○               | ○               | ○                  |
| マネックス証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第165号 | ○       | ○               | ○               |                    |
| 楽天証券株式会社    | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号 | ○       | ○               | ○               | ○                  |
| 株式会社滋賀銀行    | 登録金融機関   | 近畿財務局長(登金)第11号  | ○       |                 | ○               |                    |

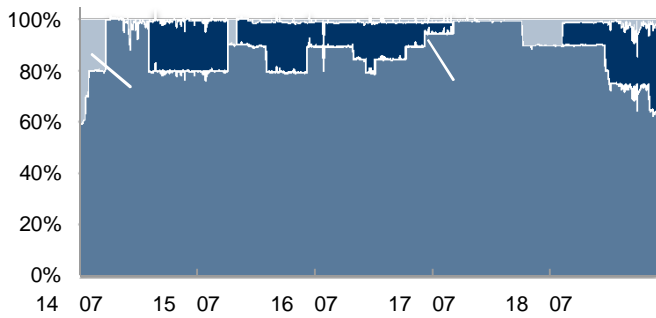
### 当資料をご利用にあたっての注意事項等

●当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。取得の申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容を必ずご確認の上、ご自身でご判断ください。●投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合は、為替変動リスクもあります)に投資いたしますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。●運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。





## Portfolio



## Fund

|   | 18    |   | 11    |
|---|-------|---|-------|
| 1 | 59.8% | 1 | 59.8% |
| 2 | 5.6%  | 2 | 19.0% |
| 3 | 5.5%  | 3 | 5.6%  |
| 4 | 5.3%  | 4 | 5.3%  |
| 5 | 3.8%  | 5 | 1.8%  |

|      |       |      |       |
|------|-------|------|-------|
| 1    | 65.3% | 1    | 45.3% |
| 2    | 23.7% | 2    | 31.8% |
| 3    | 6.4%  | 3    | 6.1%  |
| 4    | 0.4%  | 4    | 3.2%  |
| 5 -- | --    | 5    | 3.1%  |
|      |       | 4.0% |       |

| 60 |      |
|----|------|
| 1  | 4.5% |
| 2  | 3.9% |
| 3  | 3.9% |
| 4  | 3.9% |
| 5  | 3.8% |
| 6  | 3.5% |
| 7  | 3.3% |
| 8  | 3.0% |
| 9  | 3.0% |
| 10 | 2.9% |



## 投資リスク

### [基準価額の変動要因]

- ファンドは、実質的に株式等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。
- したがって、**投資者の皆様が投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様にご帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。**

|                            |  |
|----------------------------|--|
| 株式投資リスク<br>(価格変動リスク、信用リスク) | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。</li> <li>●株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。</li> </ul>  |
| 為替に関する<br>リスク・留意点          | <ul style="list-style-type: none"> <li>●実質組入外貨建資産について、為替ヘッジを行わない場合には、係る外貨建資産は為替変動の影響を受け、円高局面は基準価額の下落要因となります。</li> <li>●為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図る場合がありますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、当該通貨と円との金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。</li> </ul>   |
| フレックス戦略による<br>リスク          | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ファンドは株式の実質組入比率等を変更するフレックス戦略により、基準価額の下落リスクの低減を目指しますが、想定外の市場動向等により当該戦略が効果的に機能しない場合もあり、市場の下落リスクを低減できないことや市場の上昇に追従できないことがあります。また、ファンドの基準価額の下落リスクを完全に回避できるものではなく、また一定の基準価額水準を保証するものでもありません。ファンドは実質的にショート(売り)ポジションを保有することにより価格変動リスクの低減を図る場合がありますが、実質的に組入れている株式とショートしている株式が異なることにより価格変動リスクが低減されない場合があるほか、ショートしている株式の価格の騰落率が相対的に高い場合は基準価額が下落する要因となる場合があります。</li> </ul> |
| デリバティブ取引<br>に伴うリスク         | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ファンドは、実質的にデリバティブ取引を行うことがありますので、ファンドの基準価額は当該デリバティブ取引の価格変動の影響を受ける場合があります。また、デリバティブ取引にかかる取引コストが生じ原資産の価格動向を下回る評価価格となる場合があります。</li> <li>●実質的に店頭デリバティブ取引を行う場合には、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になるリスクがあります。</li> </ul>   |

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### [その他の留意点]

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

## ファンドの特色

＜詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください＞

- 主に世界の高配当利回りの公益株に分散投資します
- フレックス戦略を駆使して、下落リスクの低減を目指します
- 年1回決算を行います

- 毎年7月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
  - －分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
  - －収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
  - －留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

### [収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

※ファンドでは、指定投資信託証券として以下の各投資信託を主要投資対象とします。なお、指定投資信託証券は委託会社により適宜見直され、選定条件に該当する範囲において変更されることがあります。

- ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド・グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド(当資料において「グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド」という場合があります)
- ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド・グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド(当資料において「グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド」という場合があります)
- ピクテ・ショートターム・マネー・マーケット JPY(当資料において「ショートターム MMF JPY」という場合があります)

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## 手続・手数料等

### [お申込みメモ]

|             |  |
|-------------|--|
| 購入単位        | 販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。   |
| 購入価額        | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)  |
| 換金価額        | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。   |
| 換金代金        | 原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。  |
| 購入・換金の申込不可日 | ルクセンブルクの銀行、ロンドンの銀行またはニューヨーク証券取引所の休業日においては、購入・換金のお申込みはできません。  |
| 換金制限        | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。   |
| 信託期間        | 2014年7月31日(当初設定日)から2024年7月30日まで(10年間)とします。   |
| 繰上償還        | 受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には信託が終了(繰上償還)となる場合があります。   |
| 決算日         | 毎年7月10日(休業日の場合は翌営業日)とします。  |
| 収益分配        | 年1回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。<br>※ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。 |

### [ファンドの費用]

#### 投資者が直接的に負担する費用

|         |   |
|---------|---|
| 購入時手数料  | <b>3.24%*</b> (税抜3.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入価額に乗じて得た額とします。<br>※2019年10月1日以降、消費税等の税率が10%となった場合は、3.3%となります。<br>(詳しくは、販売会社にてご確認ください。) |
| 信託財産留保額 | ありません。  |

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| 運用管理費用(信託報酬)                          | 毎日、信託財産の純資産総額に年 <b>1.188%*</b> (税抜1.1%)の率を乗じて得た額とします。<br>※2019年10月1日以降、消費税等の税率が10%となった場合は、1.21%となります。<br>運用管理費用(信託報酬)は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は当該終了日の翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。<br><b>[運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)]</b>   |                            |               |                                       |                 |                   |          |
|---------------------------------------|---|----------------------------|---------------|---------------------------------------|-----------------|-------------------|----------|
|                                       | <table border="1"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率 0.38%</td> <td>年率 0.7%</td> <td>年率 0.02%</td> </tr> </tbody> </table>  | 委託会社                       | 販売会社          | 受託会社                                  | 年率 0.38%        | 年率 0.7%           | 年率 0.02% |
| 委託会社                                  | 販売会社  | 受託会社                       |               |                                       |                 |                   |          |
| 年率 0.38%                              | 年率 0.7%   | 年率 0.02%                   |               |                                       |                 |                   |          |
| 投資対象とする投資信託証券                         | <table border="1"> <tbody> <tr> <td>グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド</td> <td rowspan="2">純資産総額の年率 0.6%</td> </tr> <tr> <td>グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド</td> </tr> <tr> <td>ショートターム MMF JPY</td> <td>純資産総額の年率 0.3%(上限)</td> </tr> </tbody> </table> (上記の報酬率等は、今後変更となる場合があります。)  | グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド | 純資産総額の年率 0.6% | グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド | ショートターム MMF JPY | 純資産総額の年率 0.3%(上限) |          |
| グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド            | 純資産総額の年率 0.6%   |                            |               |                                       |                 |                   |          |
| グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド |   |                            |               |                                       |                 |                   |          |
| ショートターム MMF JPY                       | 純資産総額の年率 0.3%(上限)   |                            |               |                                       |                 |                   |          |
| 実質的な負担                                | 最大年率 <b>1.788%*</b> (税抜1.7%)程度<br>※2019年10月1日以降、消費税等の税率が10%となった場合は、1.81%となります。<br>(この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。)   |                            |               |                                       |                 |                   |          |
| その他の費用・手数料                            | 毎日計上される監査費用を含む信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率 <b>0.054%*</b> (税抜0.05%)相当を上限とした額)ならびに組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。))は、そのつど信託財産から支払われます。<br>※2019年10月1日以降、消費税等の税率が10%となった場合は、0.055%となります。<br>投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われます。 |                            |               |                                       |                 |                   |          |

※当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### [税金]

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期                | 項目            | 税金  |
|-------------------|---------------|---|
| 分配時               | 所得税<br>および地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して <b>20.315%</b>                 |
| 換金(解約)時<br>および償還時 | 所得税<br>および地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して <b>20.315%</b> |

※少額投資非課税制度「愛称: NISA(ニーサ)」について


NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記は、当資料発行日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 委託会社、その他の関係法人の概要

|      |   |   |   |
|------|---|---|---|
| 委託会社 | ピクテ投信投資顧問株式会社(ファンドの運用の指図を行う者)<br>金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第380号<br>加入協会: 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 | 【ホームページ・携帯サイト(基準価額)】<br><a href="https://www.pictet.co.jp">https://www.pictet.co.jp</a> |  |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管および管理を行う者)<br>〈再信託受託会社: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社〉                            |   |   |
| 販売会社 | 下記の販売会社一覧をご覧ください。(募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払いを行う者)                         |   |   |

## 販売会社一覧

### 投資信託説明書(交付目論見書)等のご請求・お申込先

| 商号等         |          |                 | 加入協会    |                 |                 |                    |
|-------------|----------|-----------------|---------|-----------------|-----------------|--------------------|
|             |          |                 | 日本証券業協会 | 一般社団法人日本投資顧問業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| 株式会社SBI証券   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号  | ○       |                 | ○               | ○                  |
| 野村證券株式会社    | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第142号 | ○       | ○               | ○               | ○                  |
| マネックス証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第165号 | ○       | ○               | ○               |                    |
| 楽天証券株式会社    | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号 | ○       | ○               | ○               | ○                  |
| 株式会社滋賀銀行    | 登録金融機関   | 近畿財務局長(登金)第11号  | ○       |                 | ○               |                    |

### 当資料をご利用にあたっての注意事項等

●当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。取得の申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容を必ずご確認の上、ご自身でご判断ください。●投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合は、為替変動リスクもあります)に投資いたしますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。●運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。